

徳島県ディープテック・イノベーション総合支援アドバイザー事業実施要綱

(目的)

第1条 徳島県ディープテック・イノベーション総合支援アドバイザー事業（以下「本事業」という。）は、ディープテック分野における起業や第二創業及びスタートアップの事業成長に向け、専門的な知識・見識を有する者による助言を行うことにより、新たな付加価値の創出など、ディープテック関連産業の振興による新たな雇用創出を目的とする。

(支援アドバイザーの業務範囲)

第2条 支援アドバイザーの業務範囲は、別表1のとおりとする。

(支援対象)

第3条 支援対象は、ディープテック分野において、徳島県内で事業を展開する企業・事業者、徳島県内で新たに起業を目指す者及び徳島県内の高等教育機関において研究を行っている者（以下「支援対象者」という。）とする。

(支援アドバイザーの登録及び委嘱)

第4条 支援アドバイザーの登録を行おうとする者（以下「登録申請者」という。）は、個人の場合は、登録申請書（様式1）を、法人の場合は、登録申請書（様式第1号-2）を徳島県経済産業部産業成長推進課長（以下「課長」という。）に提出しなければならない。

- 2 課長は、前項の登録申請書を受理した場合は、支援アドバイザーの登録の可否について審査し、その結果を登録申請者に通知するものとする。
- 3 審査においては、企業等のニーズに対応する能力及び意欲を有し、本事業の実施において適当と認められるかどうかを指標とする。
- 4 審査の結果、支援アドバイザーとして適切と認められる者を対象に、課長が委嘱することとし、委嘱をもって登録されるものとする。
- 5 支援アドバイザーの任期は3年以内とする。

(支援アドバイザーの謝金及び旅費)

第5条 県は、支援アドバイザーに対し、別表2に定める謝金及び旅費を支給する。

(支援アドバイザーの守秘義務等)

第6条 支援アドバイザーは、本事業により業務上知り得た情報を機密扱いとし、いかなる者にも漏洩してはならない。

- 2 支援アドバイザーは、本事業の遂行にあたり知り得た相談者の技術、ノウハウ、経営計画その他の情報を、当該相談に係る支援の実施に必要な範囲を超えて利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 3 支援アドバイザーは、前項の情報（以下「相談情報」という。）を、自己もしくは第三者の投資判断、市場調査、又は他の関与先への助言等に転用してはならない。

4 支援アドバイザーは、相談情報に基づき、相談者の同意なく当該相談者に対して勧誘を行い、契約等の行為を行ってはならない。

(支援の申込)

第7条 本事業による支援を受けようとする支援対象者(以下「支援申込者」という。)は、支援申込書(様式第2号)を、課長に提出するものとする。

(支援アドバイザーによる支援)

第8条 前条による申込みがあった場合、課長は支援申込者の支援希望内容を精査し、支援が必要と認められる場合は、対応する支援アドバイザーを選定し、支援依頼書(様式第3号)により当該支援アドバイザーに対して支援を依頼するものとする。

2 前項の規定に関わらず、支援申込者の支援内容として、支援アドバイザーが必要と認める事項については、支援アドバイザーからの申入れにより、県と協議の上、支援内容を追加することができる。

3 支援の上限は、1支援申込につき50万円とする。なお、経済産業省が選定する、「J-Startup WEST」に選定された支援申込者については、支援の上限を100万円とする。

4 支援アドバイザーの旅費については、前項の上限額に含むものとする。なお、支援申込者の旅費は、本事業の対象外とする。

(登録及び委嘱並びに支援を行わない場合)

第9条 支援アドバイザー及び支援申込者が各号の一に該当する場合、第4条の登録及び委嘱並びに前条の支援を行わないものとする。

一 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

二 暴力団員(暴対法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(結果の報告)

第10条 本事業による支援を行った支援アドバイザーは、その支援内容を支援結果報告書(様式第4号)により作成し、課長に報告するものとする。また、支援申込者は、課長の求めがあった場合には支援を受けた結果を報告するものとする。

(成果の帰属)

第11条 本事業によって得られた成果物は、原則として支援申込者に属するものとする。

(支援アドバイザーの委嘱の取消)

第12条 課長は、次の各号の一に該当する場合、支援アドバイザーの委嘱を取り消すこととする。

一 第6条の規定に違反した又は第9条の規定に該当することが判明した場合

二 事業の目的又は内容を逸脱した行為を行った場合

- 三 心身の故障等のため職務の遂行に耐えられないと認められる場合
- 四 第10条の報告において、虚偽の報告を行った場合
- 五 その他本事業の趣旨に反すると認められる場合

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、課長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

支援アドバイザーの業務範囲は、企業等のディープテックに関する新たな事業展開や事業拡大、スタートアップの起業、成長に向けた事業計画、資金調達等に関する指導等とする。主な例は以下のとおりとする。

支援例
<ul style="list-style-type: none"> ・既存のディープテック事業の成長等に必要な専門的なコンサルティング等 ・スタートアップ企業の資金調達に係る助言、指導等 ・起業を目指す者に対する事業計画などに係る助言、指導等 ・創業間もないスタートアップ企業の税理、経理等に係る助言、指導等 ・その他、ディープテック事業の成長、起業に係る助言、指導等

別表2（第5条関係）

経費区分	支給額
謝金	半日につき30,000円 （3時間程度を目安） ※支援アドバイザー側で、助言、指導等に係る業務に係る料金体系を有している場合は、県と調整の上、謝金の金額を決定することができる。 ※法人で旅費が発生する場合、旅費相当額を謝金に上乗せして支給することができる。
旅費	職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）の規定に基づく知事等以外の職員が受ける旅費の額に相当する額

様式第1号（第4条、第6条関係）

登録申請書

令和 年 月 日

徳島県経済産業部産業成長推進課長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号

徳島県ディープテック・イノベーション総合支援アドバイザー事業実施要綱第4条第1項の規定に基づき、登録申請書を提出します。

経歴等	
所有する資格等	

※守秘義務に関し、徳島県ディープテック・イノベーション総合支援アドバイザー事業実施要綱第6条の規定を遵守します。

様式第1号-2 (第4条、第6条関係)

登録申請書

令和 年 月 日

徳島県経済産業部産業成長推進課長 殿

申請者 住 所
法人・団体名
代表者名

徳島県ディープテック・イノベーション総合支援アドバイザー事業実施要綱第4条第1項の規定に基づき、登録申請書を提出します。

業種	
従業員数	
担当者 職・氏名	
担当者電話番号	
担当者メールアドレス	
支援が可能な分野	
これまでの活動実績	

※守秘義務に関し、徳島県ディープテック・イノベーション総合支援アドバイザー事業実施要綱第6条の規定を遵守します。

支援申込書

令和 年 月 日

徳島県経済産業部産業成長推進課長 殿

申請者 住 所
法人・団体名
代 表 者 名

徳島県ディープテック・イノベーション総合支援アドバイザー事業による支援を受けたいので、徳島県ディープテック・イノベーション総合支援アドバイザー事業実施要綱第7条の規定に基づき、支援申込書を提出します。

業種	
担当者 職・氏名	
担当者電話番号	
担当者メールアドレス	
支援希望期間	
支援が必要な製品・サービス（任意）	
求める支援内容	
希望アドバイザー	
（県にリストに未登録のアドバイザーの場合）	
アドバイザー電話番号	
アドバイザーメールアドレス	

支援依頼書

令和 年 月 日

殿

徳島県経済産業部産業成長推進課長

徳島県ディープテック・イノベーション総合支援アドバイザー事業実施要綱第7条の規定により支援の申込みがありましたので、同要綱第8条の規定に基づき、次のとおり申込企業等への支援を依頼します。

支援先名称	
住所	
業種	
担当者 職・氏名	
担当者電話番号	
担当者メールアドレス	
支援希望日時（初回）	
支援する製品・サービス	
支援を求める内容	

支援結果報告書

令和 年 月 日

徳島県経済産業部産業成長推進課長 殿

徳島県ディープテック・イノベーション総合支援アドバイザー

（法人・団体名）

（職・氏名）

徳島県ディープテック・イノベーション総合支援アドバイザー事業による支援結果について、徳島県ディープテック・イノベーション総合支援アドバイザー事業実施要綱第10条の規定に基づき、次のとおり報告します。

支援した企業等名称	
支援した内容	

（結果・成果等）

別紙のとおり

(別紙)

第1回目支援

支援実施日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	訪問支援・非訪問
訪問先住所 ※訪問支援のみ記載		
出発地点住所 ※訪問支援のみ記載		
支援の内容		
支援上で感じた課題		

第2回目支援

支援実施日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	訪問支援・非訪問
訪問先住所 ※訪問支援のみ記載		
出発地点住所 ※訪問支援のみ記載		
支援の内容		
支援上で感じた課題		

※同一企業等への支援が2回を超える場合は、上記を複製し、使用してください。